

(証券コード 4669)

平成29年 3月14日

株 主 各 位

群馬県前橋市西片貝町四丁目 5 番地15

株式会社 **ニッパnしんたし**

代表取締役社長 石 塚 春 彦

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年 3月28日（火曜日）午後 5 時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 3 月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市大手町一丁目 9 番 7 号
群馬ロイヤルホテル 4 階 「みやま」
3. 目 的 事 項
報告事項 第38期（平成28年 1 月 1 日から平成28年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 2 名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nippan-r.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当事業年度における経営成績

当事業年度におけるわが国経済は、日銀によるマイナス金利などの金融政策や政府による補正予算などの経済政策が施行されるものの、地域や業界によって効果の開きが現れるなど、実体経済としては弱含みの状況が続いております。

当社の主たる需要先である建設業界を取り巻く環境は、名目建設投資額は前年を上回る統計が公表されているものの、資材や人件費の高騰による工事現場数の減少や着工の遅延が発生するなど、厳しい経営環境が継続しております。

このような経営環境の中、当社は、地域特性や工事種別による顧客ニーズの変化に対応できる建設資機材を取り揃え、足利営業所の隣接地に中古機センター、東京都北区に東京事務所を開設し、店舗及び情報のネットワークを最大限に活用し、賃貸資産の稼働率を高めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高につきましては、機械稼働率は上昇したものの、工事現場数の減少の影響で競争が激化し、レンタル単価が低下したことなどによって賃貸料収入が減少し、66億68百万円(前期比3.8%減)となりました。

利益面につきましては、賃貸料収入の減少及び建築関連資機材の調達コストや人件費などの増加により、営業利益は2億96百万円(前期比11.2%減)、経常利益は1億86百万円(前期比11.1%減)、当期純利益は77百万円(前期比31.3%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、11億91百万円であり、その内訳といたしましては、賃貸資産の新規取得が10億52百万円、社用資産の新設及び更新が1億38百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第35期 (平成25年12月期)	第36期 (平成26年12月期)	第37期 (平成27年12月期)	第38期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (百万円)	5,618	6,326	6,934	6,668
当 期 純 利 益 (百万円)	156	145	113	77
1株当たり当期純利益 (円)	20.70	19.19	149.39	102.66
総 資 産 (百万円)	9,336	11,300	12,127	11,391
純 資 産 (百万円)	1,597	1,700	1,766	1,797
1株当たり純資産額 (円)	211.00	224.69	2,334.49	2,375.56

(注) 当社は、平成27年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますので、第37期は、株式併合が期首に行われたものとして1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社の主たる需要先である建設業界は、東京オリンピック関連の需要が一時的に増加するものの、東日本大震災の復興工事はピークを過ぎ、今後の人口減少と共に建設投資も減少傾向になると予想されます。これに伴い建設機械レンタル業界においては、同業他社との競争が激化するなど厳しい環境となることが予想されます。

このような環境の中、当社は、強みである老朽化インフラの修繕工事や点検へ向けた機械を新たな営業エリアへ拡販すると共に、既存の営業拠点においては地域性に応じた機械構成に特化することで、機械稼働率の向上を図ってまいります。

さらに、中長期的には、市場ニーズの変化を的確に捉え、建設機械のレンタルや販売、修理など、トータルケアを担える地域社会に不可欠な企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (平成28年12月31日現在)

分 類	取 扱 商 品
建 設 機 械	アスファルトフィニッシャー、高所作業台、油圧ショベル、キャリアダンプ、発電機、コンプレッサー、ローラー、ブルドーザー、小物機械等
車 両 運 搬 具	高所作業車、ダンプ、トラック等
簡 易 建 物 等	ハウス、トイレ等

(5) 主要な事業所及び整備工場（平成28年12月31日現在）

- ① 本社 群馬県前橋市西片貝町四丁目 5 番地15
 ② 事業所

名称	所在地	名称	所在地
東京支店	東京都東村山市	渋川営業所	群馬県渋川市
新潟支店	新潟県新潟市	上越営業所	新潟県上越市
東京事務所	東京都北区	仙台南営業所	宮城県亘理郡亘理町
足利営業所	栃木県足利市	高崎営業所	群馬県高崎市
伊勢崎営業所	群馬県伊勢崎市	つくば営業所	茨城県つくばみらい市
いわき営業所	福島県いわき市	鶴ヶ島営業所	埼玉県鶴ヶ島市
魚沼営業所	新潟県魚沼市	十日町営業所	新潟県十日町市
魚沼南営業所	新潟県南魚沼市	所沢営業所	埼玉県入間郡三芳町
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	長岡営業所	新潟県長岡市
太田営業所	群馬県邑楽郡邑楽町	長野営業所	長野県長野市
桶川営業所	埼玉県桶川市	東松山営業所	埼玉県熊谷市
柏崎営業所	新潟県柏崎市	ひたちなか営業所	茨城県ひたちなか市
加須営業所	埼玉県加須市	前橋営業所	群馬県前橋市
熊谷営業所	埼玉県熊谷市	三郷営業所	埼玉県三郷市
佐野・館林営業所	栃木県佐野市	中古機センター	栃木県足利市

- ③ 整備工場 関東管理センター（群馬県伊勢崎市）
 信越管理センター（新潟県妙高市）
 首都圏管理センター（埼玉県桶川市）

(6) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
234 (9) 名	9 (-) 名	38.1歳	10.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先及び借入額（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社群馬銀行	1,317百万円
しののめ信用金庫	913 "
株式会社東和銀行	746 "
株式会社足利銀行	595 "
株式会社みずほ銀行	524 "
株式会社第四銀行	357 "
シンジケートローン	610 "

(注) シンジケートローンは、平成24年9月20日に株式会社足利銀行を主幹事とするその他2行、平成25年12月27日に株式会社群馬銀行を主幹事とするその他6行によるものであります。内訳は、株式会社群馬銀行が2億8百万円、株式会社第四銀行が1億4百万円、株式会社足利銀行が97百万円、株式会社東和銀行が66百万円、株式会社りそな銀行が66億円、株式会社北越銀行が33百万円、アイオー信用金庫が33百万円であります。

2. 株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,250,000株
- (2) 発行済株式の総数 760,252株
- (3) 株主数 677名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
株 式 会 社 高 柳 キ ャ ビ タ ル	82千株	10.9%
三 井 物 産 株 式 会 社	65 "	8.6 "
ニ ッ パ ン レ ン タ ル 従 業 員 持 株 会	48 "	6.3 "
ニ ッ パ ン 幸 友 会 持 株 会	47 "	6.3 "
株 式 会 社 丸 山 自 動 車	30 "	4.0 "
石 塚 幸 司	21 "	2.7 "
石 塚 春 彦	18 "	2.4 "
日 立 建 機 株 式 会 社	18 "	2.3 "
東 日 本 コ ベ ル コ 建 機 株 式 会 社	18 "	2.3 "
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	14 "	1.9 "

（注） 持株比率は自己株式（3,542株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の状況（平成28年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	石 塚 春 彦	
専務取締役 専務執行役員	町 田 典 久	経 営 管 理 部 長
取 締 役（監 査 等 委 員）	岩 松 廣 行	
取 締 役（監 査 等 委 員）	小 板 橋 道 賢	
取 締 役（監 査 等 委 員）	須 田 睿 一	株式会社須田建築計画工房代表取締役
取 締 役（監 査 等 委 員）	眞 子 敏 幸	セキヤマ株式会社代表取締役

（注） 1. 平成28年3月30日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって、石塚春彦氏、町田典久氏、涌井利美氏、小林正春氏は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役を任期満了により退任いたしました。また、山田茂雄氏、林稔氏及び小坂橋道賢氏は、監査役を任期満了により退任いたしました。

石塚春彦、町田典久の両氏は、平成28年3月30日開催の第37回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任いたしました。

また、岩松廣行氏、小坂橋道賢氏、須田睿一氏及び眞子敏幸氏は、平成28年3月30日開催の第37回定時株主総会において、取締役（監査等委員）に就任いたしました。

2. 取締役の担当の変更

氏 名	異動後の担当	異動前の担当	異動年月日
町 田 典 久	経営管理部長	経営管理部長兼総務部長	平成28年3月30日

3. 小坂橋道賢氏、須田睿一氏及び眞子敏幸氏は社外取締役であります。

4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして内部監査室を設置し、当社の内部監査を行っており、内部監査室による内部監査結果は監査等委員会において毎月報告されております。また、監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況をチェックしており、これらの体制を内部統制システムを通じ、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 社外取締役である小坂橋道賢、眞子敏幸の両氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）とは、会社法第427条第1項及び当社定款第28条に基づく責任限定契約を締結しております。

なお、当社の取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うものとしております。

(3) 取締役、監査等委員及び監査役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等

区 分	支 給 人 員	報 酬 等	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	4名	43百万円	(注) 1、2
取 締 役（監 査 等 委 員）	4名	5百万円	(注) 3
監 査 役	3名	1百万円	(注) 1、4
合 計	10名	49百万円	

- (注) 1. 上記には、当事業年度に退任した取締役及び監査役を含めております。なお、当社は、平成28年3月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上記の監査役に対する報酬の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るもので、監査等委員に対する報酬の額は、移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の第37回定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の第37回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成7年11月29日開催の第16回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役（監査等委員）

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役（監査等委員） 小 板 橋 道 賢	社外取締役に就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会におきましては、10回すべてに出席し、本社及び事業所における監査内容について、報告並びに意見交換を行っております。
取締役（監査等委員） 須 田 睿 一	社外取締役に就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会におきましては、10回すべてに出席し、本社及び事業所における監査内容について、報告並びに意見交換を行っております。
取締役（監査等委員） 眞 子 敏 幸	社外取締役に就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会におきましては、10回すべてに出席し、本社及び事業所における監査内容について、報告並びに意見交換を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③ 処分理由
 - ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めています。取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行っています。法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を設置しています。法令・定款違反等の行為を発見した場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告のうえ、外部の専門家と協力しながら対応に努めています。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ基準に従って、適切に作成、保存又は廃棄しています。保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程及び情報セキュリティ基準に規定された期間としています。取締役は、いつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとしています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えると共に、有事が発生した場合には、リスク管理規程に従い、迅速かつ適切に対応しています。役職員に対してリスク管理に対する教育・研修を継続的に行っています。取締役会は、毎年、リスク管理体制について見直しを行っています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化しています。稟議規程を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、経営会議を設置する等、意思決定を迅速化しています。会社の組織や運営基準を組織規程や業務分掌規程に定め、業務を効率的に遂行しています。取締役会は、中期経営計画及び中期経営戦略等を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理しています。これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室による内部監査を実施し、取締役会は、その内部監査の報告を踏まえ、毎年、これらの体制を検証しています。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、現在、親会社及び子会社を有しておりませんが、今後、企業集団を形成する場合には、速やかに内部統制システムを構築いたします。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いていません。補助すべき使用人は、内部監査室と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保しています。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、予め監査等委員会の同意を要しています。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行っています。当社の内部通報制度の担当部署（総務部）は、当社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行っています。
- ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じています。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催し、会社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について、意見交換を行っています。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、総務部が警察等外部の専門機関とも連携し、その体制を構築・整備することとしております。反社会的勢力による不当請求等が発生した場合は、総務部が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制としております。
- ⑬ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、文書化された業務プロセスを実行し、その有効性の評価、報告する体制を整備し、運用しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 職務執行の適正性及び効率性の向上
当事業年度は臨時を含め13回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 監査等委員会の監査が実効的に行われることの体制
監査等委員は定例取締役会や重要な会議に出席しています。社外監査等委員を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っています。
また、代表取締役は、監査等委員と定期的に情報交換等を行っています。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,285,905	流 動 負 債	3,583,159
現 金 及 び 預 金	1,884,972	支 払 手 形	709,585
受 取 手 形	347,469	買 掛 金	246,393
売 掛 金	986,595	1年内返済予定の長期借入金	1,444,441
商 品	11,795	1年内償還予定の社債	98,000
貯 蔵 品	11,179	1年内返済予定のリース債務	8,257
前 払 費 用	19,315	未 払 金	794,819
繰 延 税 金 資 産	22,894	未 払 費 用	106,624
そ の 他	7,282	未 払 法 人 税 等	35,155
貸 倒 引 当 金	△5,600	預 り 金	32,775
固 定 資 産	8,105,259	賞 与 引 当 金	32,881
有 形 固 定 資 産	7,818,884	そ の 他	74,225
賃 貸 資 産	5,258,956	固 定 負 債	6,010,393
簡 易 建 物	124,613	社 債	60,000
機 械 及 び 装 置	3,047,442	長 期 借 入 金	4,546,745
車 両 運 搬 具	2,033,366	長 期 未 払 金	1,286,759
リ ー ス 資 産	53,534	資 産 除 去 債 務	59,068
社 用 資 産	2,559,928	リ ー ス 債 務	51,251
建 物	454,714	そ の 他	6,568
構 築 物	123,908	負 債 合 計	9,593,552
車 両 運 搬 具	119,757	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	43,056	株 主 資 本	1,774,279
土 地	1,818,490	資 本 金	721,419
無 形 固 定 資 産	60,086	資 本 剰 余 金	193,878
借 地 権	24,611	資 本 準 備 金	193,878
ソ フ ト ウ ェ ア	33,615	利 益 剰 余 金	864,402
そ の 他	1,860	利 益 準 備 金	17,400
投 資 そ の 他 の 資 産	226,287	そ の 他 利 益 剰 余 金	847,002
投 資 有 価 証 券	62,281	別 途 積 立 金	558,430
出 資 金	4,230	繰 越 利 益 剰 余 金	288,571
長 期 貸 付 金	1,914	自 己 株 式	△5,421
破 産 更 生 債 権 等	36,802	評 価 ・ 換 算 差 額 等	23,333
長 期 前 払 費 用	7,141	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24,185
差 入 保 証 金	50,220	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△852
会 員 権	7,300	純 資 産 合 計	1,797,612
繰 延 税 金 資 産	28,442	負 債 純 資 産 合 計	11,391,165
そ の 他	61,635		
貸 倒 引 当 金	△33,679		
資 産 合 計	11,391,165		

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,668,494
売 上 原 価		4,665,722
売 上 総 利 益		2,002,772
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,706,718
営 業 利 益		296,053
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,152	
そ の 他 営 業 外 収 益	29,985	32,137
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135,589	
そ の 他 営 業 外 費 用	5,701	141,291
経 常 利 益		186,900
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	809	809
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,103	
減 損 損 失	45,350	48,453
税 引 前 当 期 純 利 益		139,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		73,199
法 人 税 等 調 整 額		△11,633
当 期 純 利 益		77,690

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成28年1月1日残高	721,419	193,878	193,878
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成28年12月31日残高	721,419	193,878	193,878

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成28年1月1日残高	17,400	558,430	256,292	832,123	△5,171	1,742,249
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△45,411	△45,411		△45,411
当 期 純 利 益			77,690	77,690		77,690
自 己 株 式 の 取 得					△249	△249
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	32,279	32,279	△249	32,029
平成28年12月31日残高	17,400	558,430	288,571	864,402	△5,421	1,774,279

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成28年1月1日残高	25,345	△731	24,613	1,766,863
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△45,411
当 期 純 利 益				77,690
自 己 株 式 の 取 得				△249
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,159	△120	△1,280	△1,280
事業年度中の変動額合計	△1,159	△120	△1,280	30,749
平成28年12月31日残高	24,185	△852	23,333	1,797,612

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商品（賃貸資産附属消耗品） …………… 先入先出法による原価法

商品（燃料） …………… 総平均法による原価法

貯蔵品 …………… 総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

賃貸資産

簡易建物 7～10年

機械及び装置 7～10年

車両運搬具 8～10年

社用資産

建物 7～50年

② 無形固定資産 …………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする級数法を採用しております。

なお、リース期間は7年です。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上することとしております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……………金利スワップ

ヘッジ対象 ……………借入金の金利

③ ヘッジ方針

内部規程に基づき、借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の処理方法 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を、当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示すると共に、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(2) 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

受取手形	25,527千円
建物	156,453 〃
土地	1,584,572 〃
計	1,766,553 〃

上記は、1年内返済予定の長期借入金1,078,837千円、長期借入金3,376,513千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,467,190千円

4. 損益計算書に関する注記

用途及び地域	種類	減損損失
ひたちなか営業所 茨城県ひたちなか市	建物、構築物、その他	19,377千円
宇都宮営業所 栃木県宇都宮市	構築物、土地、その他	10,824千円
桶川営業所 埼玉県桶川市	構築物、その他	6,935千円
加須営業所 埼玉県加須市	構築物、その他	6,262千円
その他	その他	1,949千円

当社は、管理会計上の区分（主として営業所）を基準に資産のグルーピングを行っております。その結果、当事業年度において、時価及び収益性の近い将来における回復が見込めないと判断した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失45,350千円として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	760,252株	一株	一株	760,252株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,402株	140株	一株	3,542株

(注) 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	45,411千円	60円	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(注) 平成27年3月26日開催の第36回定時株主総会決議に基づき、平成27年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、1株当たり配当額は当該株式併合後の配当額を記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	30,268千円	利益剰余金	40円	平成28年12月31日	平成29年3月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や割賦、リース）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入金の返済期限は最長で決算日後7年、社債の償還期限は最長で決算日後4年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

未払金（長期未払金を含む）は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的とした割賦契約によるものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

リース債務（1年以内の返済予定のリース債務を含む）は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたリース契約によるものであり、償還は最長で決算日後7年であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信限度や債権の回収等を定めた管理規程に従い、営業債権について、各事業所が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先毎に期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)参照）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,884,972	1,884,972	—
(2) 受取手形(※1)	347,469		
(3) 売掛金(※1)	986,595		
貸倒引当金	△5,600		
	1,328,464	1,328,464	—
(4) 投資有価証券	62,181	62,181	—
資 産 計	3,275,619	3,275,619	—
(1) 支払手形	709,585	709,585	—
(2) 買掛金	246,393	246,393	—
(3) 社債(※2)	158,000	158,472	472
(4) 長期借入金(※3)	5,991,187	6,006,223	15,036
(5) 未払金(※4)	2,081,578	2,089,091	7,512
(6) リース債務(※5)	59,509	59,509	—
負 債 計	9,246,253	9,269,276	23,022
デリバティブ取引(※6)	(1,224)	(1,224)	—

(※1) 受取手形及び売掛金は、貸倒引当金を控除しております。

(※2) 社債には、「1年内償還予定の社債」の金額を含めております。

(※3) 長期借入金には、「1年内返済予定の長期借入金」の金額を含めております。

(※4) 未払金には、「長期未払金」の金額を含めております。

(※5) リース債務には、「1年内返済予定のリース債務」の金額を含めております。

(※6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は東京証券取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

これらの時価について、元利金の合計額を同様の社債を新規に発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

これらの時価について、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(5) 未払金

これらの時価について、契約先別に元利金の合計額を同様の割賦契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) リース債務

これらの時価について、契約先別に元利金の合計額を同様のリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	100千円
出資金	4,230千円

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、前掲の表から除外しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	62,894千円
減価償却費超過額	25,211 〃
資産除去債務	17,956 〃
貸倒引当金繰入限度超過額	11,121 〃
賞与引当金繰入限度超過額	10,061 〃
投資有価証券評価損	6,192 〃
その他	23,165 〃
繰延税金資産計	156,604 〃
評価性引当額	98,717 〃
繰延税金資産合計	57,886 〃
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,158千円
その他有価証券評価差額金	△3,390 〃
繰延税金負債計	△6,549 〃
繰延税金資産（負債）の純額	51,337 〃

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.8%
(調整)	
住民税均等割	5.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4 〃
税率変更差異	2.7 〃
評価性引当額の増減	△0.9 〃
その他	0.2 〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 〃

(3) 追加情報

・法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の31.8%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.6%、平成31年1月1日以降のものについては30.4%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,375円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	102円66銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益	77,690千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	77,690千円
普通株式の期中平均株式数	756,805株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

千円単位の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 2 月27日

株式会社ニッパンレントラル

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 海 野 隆 善 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッパンレントラルの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査等委員会監査報告

平成29年 2 月 28 日

株式会社ニッパンレンタル 監査等委員会

監査等委員 岩 松 廣 行 ㊞

監査等委員 小 板 橋 道 賢 ㊞

監査等委員 須 田 睿 一 ㊞

監査等委員 眞 子 敏 幸 ㊞

第38期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会が監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査等委員が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査等委員会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、内部監査室の職員を補助として使用し、内部監査室と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、当社の取締役等及び会計監査人から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めると共に、事業所に赴き実地調査を行いました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

なお、監査等委員 小板橋道賢氏、須田睿一氏及び眞子敏幸氏は社外取締役であります。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第38期の期末配当につきましては、長期的に安定した利益還元を継続的に実施していくことを前提に、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等も勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円
配当総額は、30,268,400円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いしづか はるひこ 石 塚 春 彦 (昭和42年5月13日生)	平成5年5月 当社入社 平成19年1月 当社機械部長 平成22年3月 当社取締役営業統括部長兼首都圏営業部長 平成23年1月 当社代表取締役副社長 平成23年3月 当社代表取締役社長 平成28年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）	18,850株
2	まちだ のりひさ 町 田 典 久 (昭和38年8月28日生)	平成2年11月 当社入社 平成15年4月 当社総務部長 平成19年3月 当社取締役経営管理室長兼管理部長 平成22年3月 当社専務取締役経営管理部長 平成23年1月 当社専務取締役経営管理部長兼総務部長 平成28年3月 当社専務取締役 専務執行役員経営管理部長（現任）	6,000株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

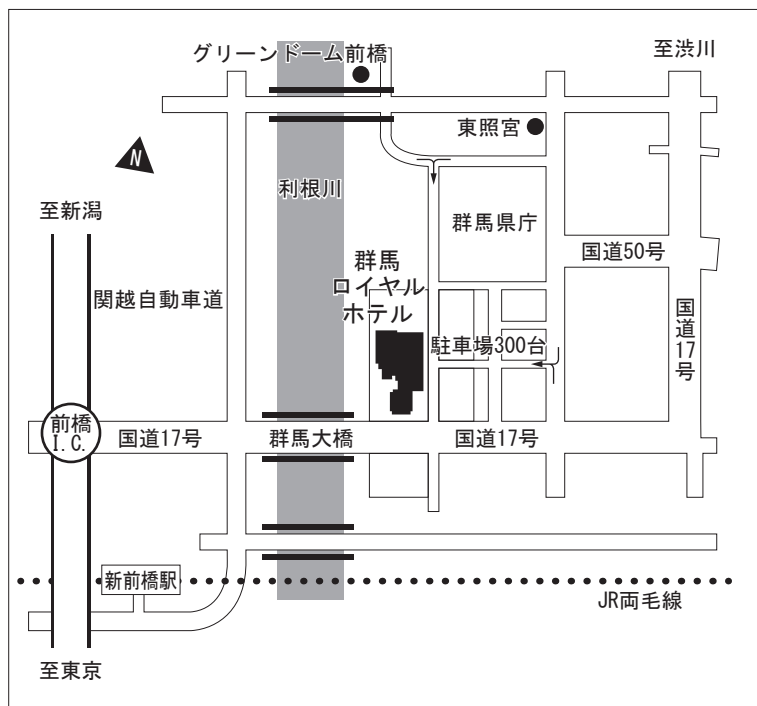
以 上

《お知らせ》

- 代理人により議決権を行使する場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）と委任されました株主様を確認できる資料の提出が必要となりますのでご了承ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご出席いただけませんのでご了承ください。

株主総会会場のご案内図

会場 群馬県前橋市大手町一丁目9番7号
群馬ロイヤルホテル 4階 「みやま」
電話 027 (223) 6111



交通 JR新前橋駅より約2km
前橋インターより約3km